

総合研究
● 教育と法 ●
教育と法
研究会

第173回 校則違反に対する退学勧告指導の妥当性

星野 豊 (筑波大学人文社会系教授)

学校は、生徒に対する教育上、種々の規則を制定しているが、その中には、生徒の私生活にわたる事項や、必ずしも違法でない事柄を禁止しているものも少なくない。

本稿では、男女交際を禁止した校則に違反した生徒に対し、私立学校が自主退学を勧告したことが違法であるとして慰謝料等が命ぜられた事案である、東京地裁令和4年11月30日判決・令和2年(ワ)29552号事件を取り上げ、校則に基づく生徒に対する指導の妥当性について考えてみる。

1 事案の概要……………

原告Xは、被告学校法人Yの経営するA高校に在籍する生徒であり、本件当時3年生であった。Xは、同学年の生徒Bと性交渉を伴う男女交際をしていたが、A高校には、「特定の男女間の交際は、生徒の本分と照らし合わせ、禁止する」との本校校則が定められていた。

XとBとの交際は、11月中旬頃、他の生徒からの通報によってA高校の知るところとなり、

Xは、学校からの事情聴取を受けた後、大学への指定校推薦の取り消しおよび自主退学勧告を受け、同月末頃退学届を提出した。

A高校のC教諭は、自主退学勧告について説明する際、Xおよびその母に対し、自主退学勧告に応じなければ、少なくとも謹慎処分になると考えられるが、謹慎している間は受験をすることができず、Xが現役で大学に進学するためには、早急にA高校を退学して通信制高校等に編入する必要があるという趣旨の説明をした。

また、C教諭は、Xの父が、本件交際を理由として本件退学に至ったことに疑問を抱き、A高校を訪問して説明を求めた際にも、A高校では、性交渉を伴う男女交際が判明した場合には退学を勧告する方針であること、Xが現役で大学に進学するためには、A高校を早く退学するのが最善であると判断したこと等と説明した。

Xは、その後、通信制のD高校に編入して卒業し、翌年度E大学に進学した。

本件は、Xが、①本校校則は社会通念に照らして不合理であって無効であり、また、校長が自主退学勧告につき裁量権を逸脱または濫用し

たから、自主退学勧告が違法であると主張して、Yに対し、慰謝料、編入・大学受験関連費用、弁護士費用計約374万円および自主退学勧告を受けた日からの遅延損害金を求めるとともに、②C教諭から本校則違反について執拗な事情聴取を受けたことにより精神的苦痛を被ったと主張して、Yに対し、慰謝料、弁護士費用の合計330万円および事情聴取日からの遅延損害金の支払を求めた事案である。

2 裁判所の判断・・・・・・・・・・・・・・・・

一部認容（約100万円および自主退学勧告

日からの遅延損害金を認容）。

「本校則は、私的な事柄である男女交際につき、生徒が自らの判断で決定する自由を制約する面を有するということはできる。しかしながら、私立学校が独自の伝統ないし校風と教育方針によって教育活動を行うことを目的とし、これを前提として生徒も当該学校に入学する以上、生徒が在学関係設定の目的に照らして合理的な制限を受けること自体はやむを得ない。」

「本校則は、A高校における在学関係設定の目的と関連し、かつ、その内容は、A高校の教育方針等に鑑みれば、社会通念に照らして合理的なものであるということが出来る。」

「本校則は、『特定の男女間の交際』を禁止することのみを規定しており、禁止対象となる男女交際の範囲のほか、違反の有無を確認する方法、違反に対する指導の方法等は、本校則の趣旨・目的を踏まえた適切な運用に委ねられているというべきであるが、このことをもって、本校則による男女交際の禁止それ自体が不合理であるということとはできない。」

「校則違反を理由とする自主退学勧告は、学校が校則に違反した生徒に対して在学関係の解消を求めるものであるから、外形的にみる限り、学校として、当該校則違反が退学処分事由に準じるものであり、当該生徒との在学関係を維持するのは相当ではないと評価する旨の判断を含むものであるといわざるを得ない。また、自主退学勧告を受けた生徒及び保護者としては、同勧告に応じなければ、退学処分又はこれに準ずる処分（無期謹慎等）を受けることにな

ると理解するのが通常であると考えられる」。

「慣例によれば、Xが本件自主退学勧告に応じなければ、1か月程度の謹慎処分となることが見込まれていたということはいえるものの、A高校の生徒及び保護者は、本件慣例の存在及び内容を認識していなかったと認められるから、本件慣例があつたことをもって、本件自主退学勧告を退学処分と同視することができないなどということとはできない。」

C教諭の「発言は、Xが本件自主退学勧告に応じずに謹慎処分を受けた場合には、大学の入学試験を受けることができなくなる事態が想定されていた旨を説明するものであり、本件慣例の内容や今後の見通しの説明として適切ではないといわざるを得ない（なお、本件自主退学勧告の時点においては、Xに対する謹慎処分が具体的に検討されていたわけではなく、謹慎処分となった場合の謹慎期間が確定していたわけでもないが、Xに対する謹慎処分が、本件慣例と異なり、1か月程度を超えたものとなることが見込まれる状況にあつたとはいえない）。」

「現役での大学進学を強く希望していたXに

とって、本件自主退学勧告に応じない場合に予想される処分の内容（謹慎処分であれば、どの程度の謹慎期間が見込まれるのか）は、本件自主退学勧告に応じるか否かを判断する上で、重要な要素であったことは明らかであるところ、C教諭がXの父に対して『無期謹慎』の可能性をも匂わせる発言をしていたことに鑑みても、Xが、本件退学に先立ち、本件慣例の内容（特に、本件自主退学勧告に応じなければ、1カ月程度の謹慎処分となる見込みであること）を具体的に認識していたとは考え難い。」

「以上の検討によれば、本件の事実関係の下においては、本件自主退学勧告は、実質的にみれば、現役での大学進学を希望するXに対し、A高校を退学することを事実上強制するものであったといえることができる。」

「Xの校則違反の態様が悪質であったとまでいうことはできず、Xに対して自主退学勧告をしなければ、他の生徒の男女交際を助長し、学内の風紀の乱れを招くおそれがあったということもできないのに対し、Xの平素の学校生活の行状はA高校の生徒として概ね良好であり、従

前の学校からの指導の状況に照らせば、Xに対する教育的指導によって本件校則の遵守が見込まれる状況にあったことに加え、本件自主退学勧告によるXへの影響が極めて重大なものであったことからすると、Xを学外に排除することが教育上やむを得ない状況にあったと認めることはできない。」

従って、A高校長が、「Xによる本件校則の違反（本件交際）について、Xに対する教育的指導等を経ることなく、本件自主退学勧告を行つたことは、考慮すべき事情を考慮せず、又は考慮された事実に対する評価が明白に合理性を欠き、その結果、社会通念上著しく妥当を欠いていると評するほかはなく、A高校長が有する教育上の裁量の範囲を超える違法なものといえるべきである。」

3 問題点の検討……………

本件は、「生徒間の恋愛を禁止する校則」に反して退学勧告を受けた生徒について、学校に対する感謝料請求権が認められた事案として、広

く報道等がされた事案である

本判決は、概要、男女交際を禁止する校則を制定すること自体は、特に私立学校であれば各校の教育方針に反するものでない限り学校の裁量と判断に基づき制定することができると判示し、過去の判例を引用しつつ、違反に対して退学勧告を行うことについても、かかる指導方針が生徒ないし保護者に周知されているか、あるいは教育目的に照らして合理的であると解釈されれば合法であるとの前提に立っている。

しかしながら、本判決は同時に、A高校には退学勧告を受けた生徒が退学届を提出しなかった場合には、おおむね1カ月程度の謹慎処分となるの慣例があったところ、Xおよびその父母を含むA高校の生徒や保護者がかかる慣行を知っていたとは認められず、しかも、C教諭がXおよび父母に説明した内容からすれば、Xが謹慎処分を受けた際に同年度中の大学入試を受験できなくなる可能性が高いものと誤解させたことは、説明として不適切であったと判示している。

さらに、本判決は、Xの校則違反の態様、X

に対する従前の生活指導状況および学業状況、Xに対する指導の効果等を個別具体的に検討しなかつたA高校には、生徒指導に関して有する裁量権を逸脱した違法があると判示し、結論として、編入手続き費用から授業料返還額を差し引いた約10万円、慰謝料80万円、および弁護士費用約10万円の支払いをYに命じたものである。

本件校則については、生徒の私的生活に関する事項を規制したものであり、性交渉を伴っていた場合について、具体的な事情を問わず退学を勧告する運用がされたこと自体、考えようによっては生徒の私的生活への違法な介入であるとの評価も生じないではない。

実際、本件校則は、その文言を厳密に検討した場合には、その構成要件も手続きも違反の効果も極めて曖昧であり（例えば、「男女交際」を禁止したと厳格に解釈すると、同性間の交際は本件校則に反しないのか、という疑義が形式的に生じうる）、A高校における教育指導方針の一環と捉えなければ、その合理性は到底維持できないものである。

他方、生徒間の性交渉を含む交際について、

すべてを生徒の自主性および保護者の養育に委ねるべきであるとの見解が現在の社会で一般的ということもできず、保護者であると第三者であるを問わず、生徒に対する生活指導を厳格に行うことを学校に求める傾向は、従来からそれほど変化していないと考えられる。

さらに、学校の教育課程では、生徒が妊娠・出産・育児により通学等に支障が出る状況自体がそもそも念頭に置かれておらず、現実には生徒がかかる状況になった場合には、休学や留年を余儀なくされるのが実情であると思われる。

以上のことからすると、本件校則の合理性が維持されるためには、やはりA高校の教育指導方針の一環と位置づけたいうえで、学校と生徒ないし保護者との間の在学契約の一部となつていくものと考えざるほかない。ただし、このように考えた場合でも、他の局面における学校の教育指導方針と同様、入学前に受験予定者に対して学校から何らかの説明が行われることは、将来に向けて必要となつてくるであろう。また、校則に違反した生徒に対して行われる指導についても、特に生徒にとって不利益な処分を課す場

合には、手続きや証拠、さらには指導により期待される教育効果について、透明性や公平性ないし妥当性を確保することが、さらに強く求められることになるとと思われる。

本件のA高校は、芸能人や運動選手などの生徒の個別事情に柔軟に配慮した教育課程を運営する一方で、生徒の生活指導についてはやや細部に至るまで厳格な対応をしているとの評価が定着しているようであり、生活指導に関する学校としての方針が、明確に存在することがうかがえる。実際、生徒や保護者の中には、かかる生徒指導の厳格さに期待してA高校を進学先として希望する者も少なからずいるはずであるし、本件校則を肯定的に評価する者も、保護者を筆頭として多数に及ぶものと考えられる。

そうであるとすれば、本件校則を形式的に適用し、違反者に対して学校教育の対象から排除することを意味する退学勧告を一律に行うよりも、性教育や社会教育をも含めた広範かつ厳格な教育指導体制を構築する方が、本件校則によって実現される「学校教育」の意味を、明確にすることができるようと思われる。